

# 臨時社員総会議事録

- ・開会の日時 平成 31 年 1 月 19 日（土） 午前 10 時から午前 11 時 40 分
- ・開会の場所 東京文化会館 大会議室
- ・出席者
  - ①出席代議員
    - ・社員数：42 名 出席率：95.2%
    - (出席 23 名)
    - 須藤明弘 星 逸朗 上杉 貴 府川謹也 高木大介 金井芳夫
    - 百田克己 柘植義信 町田喜義 櫻田可人 青野民男 海田正則
    - 宮本 彰 相田 肇 吉塚 弘 飯塚勝久 黒木 晋 針原文美
    - 伊藤公三 今野泰子 水谷 功 島田康弘 小林雄一
    - (議決権行使 8 名)
    - 友安俊明 菅沼 豊 井上 司 大西純一 前田雅規 吉岡和男
    - 河野直樹 小野寺豪
    - (委任状 9 名)
    - 濱口孝彰 佐藤祐一 中田修二 鈴木弘隆 時田辰利 高田正道
    - 古内かなこ 朴 東郁 原田弥佳
    - (欠席 2 名)
    - 松崎泰知 関根優子
  - ②出席監事
    - ・監事数 4 名
    - (出席 4 名)
    - 北村充孝、横山清祐、中島勝正、岩崎充益
- ・傍聴および事務局
  - ・傍聴 2 名 森田昌孝 富岡 卓
  - ・事務局 4 名 大沢正彦 吉原律子 木田有紀子 田代弘子

## 1.臨時社員総会成立確認

定刻に、議長(会長) 須藤明弘が開会宣言を行った。専務理事 上杉貴より、本会の出席率が過半数を満たしており、有効に成立している旨が報告された  
議長が議事進行役として高木大介理事を指名したい旨を議場に諮ったところ、拍手をもって承認された。高木理事の司会により議事に入った。

## 2.会長挨拶

須藤会長より、臨時社員総会の招集に至った経緯が説明された。先の社員総会(2018.11/17) 議決事項に関し、関連条項の定款変更漏れがあり、法務局への登記(役員変更) に際し、定款変更の必要性を司法書士よりの指摘を受け、弁護士とも相談の上本日臨時社員総会を開催するに至った。尚、弁護士には、先の社員総会の有効性についても問題ないことを確認している。)

続いて、業務執行役員として、友安俊明理事、星逸朗理事、上杉貴理事（専務理事を兼務）の3名を副会長に任命したことが報告された。

また、挨拶の中で、今期の同窓会の活動方針として「財務体質の改善・会員サービスの向上・構造改革」をテーマに掲げて取り組んでいくこと、2020年東京オリンピックにちなんで、五輪マークのように「教員・職員・学生・父母会・同窓会」が連携して、大学に貢献していきたいとの言葉があった。

### 3.議決事項

議 案 (1) 定款変更（定款第22条・31条）について

上杉専務理事が、先の社員総会（2018.11.19）での審議（第5章役員 第22条役員を選任方法の変更）に際し、第22条を代表理事と理事が社員総会で選任するように変更する案が承認されたが、後日司法書士より、その変更は「代表理事は理事会で選任する」とうたう第31条と矛盾し、そのままでは法的に義務づけられた法務局への役員変更登記が行えないと説明を受けたため、次の新旧対照表通り矛盾を解消する変更ならびに文言の修正を提案する、との説明があった。

新旧対照表

旧	新
第5章 役員(P3)	第5章 役員(P3)
(役員) 第21条 当会に、次の役員を置く。 (1) 理事5名以上15名以内 (2) 監事2名以上5名以内 2 理事のうち代表理事1名を会長とする。 3 代表理事以外の理事のうち業務執行理事を2名以上5名以内置く。	(役員) 第21条 当会に、次の役員を置く。 (1) 理事5名以上15名以内 (2) 監事2名以上5名以内 2 理事のうち代表理事1名を会長とする。 3 代表理事以外の理事のうち業務執行理事を2名以上5名以内置く。
(役員を選任) 第22条 <u>会長(代表理事)</u> と理事は社員の中から、監事は正会員の中から、社員総会の決議によってそれぞれ選任する。 2 <u>前第1項</u> でいう役員及びその他の役員(業務執行理事(副会長(若干名)、専務理事))の詳細な選任方法については、理事会において別に定める。	(役員を選任) 第22条 <u>理事及び代表理事(会長)</u> は社員の中から、監事は正会員の中から、社員総会の決議によってそれぞれ選任する。 2 <u>前条第1項乃至第3項</u> の各役員を選任方法の詳細については、理事会において別に定める。
(略)	(略)
第6章 理事会(P4)	第6章 理事会(P4)
(略) (権限) 第31条 理事会は、次の職務を行う。 (1) 事業計画の承認 (2) 当会の業務執行の決定 (3) <u>代表理事及び業務執行理事の選任及び解任</u>	(略) (権限) 第31条 理事会は、次の職務を行う。 (1) 事業計画の承認 (2) 当会の業務執行の決定 (3) <u>代表理事及び業務執行理事の選任及び解任</u>
(略)	(略)

その後質疑応答に移ったところ、以下の意見が述べられた。

① 臨時総会次第の「今回の問題点(要因)と対策について」におき「起案者には、起案責任として定款・規約の変更にもなう相互関連性について事前検証を確実に実施する事を徹底願いたい。」と記されていることにたいし、議場より次の通りの意見が述べられた。

・「起案者」が個人を指すとするならばそれはおかしな事である。草案作成を委員会所属の委員個人が行ったとしても、委員会で討議されて草案の内容も変化し、それが理事会に上程されればそこでの意見を反映してまた変更を余儀なくされることになる。また、なによりも、提案は会議体で合議を経て最終的に機関決定されるものである。よって、なんらかの間違いがあってもその責任を、草案ならびに最終案執筆者個人に負わせてはならない。

(青野代議員)。

・起案に対する責任(審議・決議)は委員会・理事会にあるが、今後の反省として、定款・規約関連では専門家の全体検証を受け、再発を防止していく。但し、全ての案件に対し専門家の検証が必要であるが、起案者も相応の責任として事前の確認が必要と考える。(上杉副会長)。

② 臨時社員総会の招集に至った経緯(定款変更の必要性)が司法書士からの指摘であったことから、議場より「法専門家に依頼する予算」について質問(相田代議員)があり、上杉専務理事より、前期は予算枠がとれなかったが、今期は定款・規約の専門家による見直しを含め30万円を予算として計上していると説明があった。

この件について、次の通りの意見が議場より述べられた。

・今期の予算は2018年10月の理事会で承認されたのであるから、翌月の11月17日の定時社員総会までに、専門家である弁護士に定款変更の整合性についてチェックしてもらう時間は十分有った。しかも、代表理事(会長)を総会で代議員が直接選出する素案は、遅くとも6月の総務会議で草案が示され、7月の理事会から審議が始まったわけであるから、いきなり改正案が出て来たわけでない。この点からも、整合性チェックは十分下地が出来ていたと言える。よって、11月の定時総会までに弁護士チェックが済んでいれば、登記期限を大幅に遅れることなく、しかも今回の臨時総会を開催せずに済んだはずである。

但し、総務委員メンバーの一人として、現業を抱えての状態での弁護士チェックを促すことを怠ったことは事実であり反省であるが、委員会・理事会の検討を経てきているのだから全体責任と考える。

定款変更自体は賛成だが、付随の起案者責任については反対である。

・限られた時間で決議を優先するよう飯塚代議員より議事進行動議が出され須藤会長より決議事項と付随事項を分け、決議事項を優先、別途付随事項に関する協議の場(臨時社員総会等)を設けたいとの回答があり、別の機会に討議することになった。

- ③ 本議案件について議場に諮ったところ、新旧対照表に示された定款変更案は拍手をもって承認された。

#### 4.報告事項

12月の理事会で決定した各委員会の担当理事（委員長）より、今期の活動方針について説明が行われた。

委員会	委員長
支部委員会	星 逸朗
広報委員会	高木 大介
財務委員会	友安 俊明
奨学金委員会	柘植 義信
組織委員会	府川 謹也
IT委員会	上杉 貴
企画・事業委員会	菅沼 豊（小林雄一が説明代行）
樅柳会運営委員会	金井 芳夫
総務委員会	上杉 貴 ※IT委員会と兼務

#### 5.その他

また、以下の関連質問・ご意見があった。

- ・『社員総会欠席者の状況把握について』の質問（青野代議員）があり、須藤会長からは、積極的な出席推進を促して行く旨の発言があった。
- ・『今回の問題点(要因)と対策について』、島田代議員より、起案に関しては、起案を受けた委員会・理事会の共同責任であり、起案者個人の責任とすると改革的・建設的な提案を阻害すると考える。『起案時は徹底すべき』とすべきと考えると共に、斯様なことでギクシャクするのは如何かのご意見があった。
- ・『2018.11月社員総会HP議事録公開時期の予定の確認について』の質問（島田代議員）があり、上杉副会長から現在、法務局への登記の関連から司法書士等と議事録について協議中のため、公開が遅れている旨の説明があった。
- ・『登記に関し』、府川理事より、定款第22条と第31条の齟齬があったとしても、登記そのものは可能であったことが、さいたま地方法務局への問合せから、そして弁護士への相談でわかった。弁護士が言うには、「登記できない」と司法書士が言うのは、登記に関わる報酬をもらう以上は定款に齟齬があったままで登記手続きをとることができないということであり、司法書士を通さずとも、だれでも登記に必要な書類を提出することができ、法務局もそれを受理してくれるものである、ということであった。そして間違った箇所については、後日まとめて届け出ることが可能であった、との意見があった。

- ・飯塚代議員から、今回の臨時社員総会は学外施設の利用の制限もあり、十分な議論や意見も尽くされた感がない、今後学内でしっかりと話し合う時間を確保し設定を願いたい。
- ・須藤会長からは、ギクシャクは前に進めるためのコンフリクト（衝突、摩擦）と捉え、他の同窓会も同じような状況にあると認識している。  
現状ボトムからのV字回復するための熱い議論を交わし前進していきたい。  
また、飯塚代議員のご意見を踏まえ臨時社員総会等の開催を検討していく、発言があった。

以上をもって会議は終了した。

議長が閉会を宣し、11:40に散会した。

以上の決議を明確にするためにこの議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名、捺印する。

平成31年3月28日

一般社団法人 獨協大学同窓会臨時社員総会

議長 代表理事 須藤 明弘

議事録署名人 友安 俊明

議事録署名人 星 逸朗